

申込情報

様式名	【特定技能所属機関・定期１・３】特定技能所属機関による受入れ・活動状況に係る届出_002
整理番号	184831839897
処理状況	完了
申込日	2023年01月11日

申込内容

受入れ状況に係る届出及び活動状況に係る届出

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第１９条の１８第２項第１号及び第３号の規定により、以下のとおり届け出ます。

記

画面入力

１ 届出対象期間

2022年 第４四半期（１０月１日から１２月３１日まで）

※ 「届出の対象期間」は１月１日～３月３１日を「第１四半期」、４月１日～６月３０日を「第２四半期」、７月１日～９月３０日を「第３四半期」、１０月１日～１２月３１日を「第４四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。ただし、初回の報告の始期は1号特定技能外国人又は2号特定技能外国人（以下「特定技能外国人」という。）が在留資格「特定技能」の許可を受けた日とすること。

２ 特定技能所属機関

法人番号（１３桁）	2040005013850
特定産業分野	介護分野
（ふりがな） 氏名又は名称	いりょうほうじんしゃだんそうぞうかい 医療法人社団創達会
住 所	〒270-1101 千葉県我孫子市布佐８３４番地２８ 0471-89-1111 ※

３ 報酬に関すること

（１）特定技能外国人に対する報酬の支払状況（報酬の総額及び銀行その他の金融機関に対する当該特定技能外国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により現実を支払われた額を含む。）

参考様式第３－８号（別紙）及び別添資料のとおり。

（２）（１）の特定技能外国人の報酬を決定するに当たって比較対象者とした従業員に対する報酬の支払状況

別添の資料のとおり。

4 雇用状況に関すること

	在籍者数 (届出期間末日における雇用者数)	新規雇用者数 (届出期間中に新規雇用した人数)	自発的離職者数 (届出期間中に自己都合退職した人数)	非自発的離職者数 (届出期間中に解雇等会社都合で退職した人数)	行方不明者数 (特定技能所属機関の責めに帰すべき事由かを問わない)
(a) 特定技能1号	1人	0人	0人	0人	0人
(b) 特定技能2号	0人	0人	0人	0人	0人
(c) (a)と同一の業務に従事する日本人従業員	34人	2人	0人	0人	
(d) (a)と同一の業務に従事する外国人従業員	18人	0人	0人	0人	
(e) (b)と同一の業務に従事する日本人従業員	0人	0人	0人	0人	
(f) (b)と同一の業務に従事する外国人従業員	0人	0人	0人	0人	
(g) (c)ないし(f)以外の従業員(日本人+外国人)	701人	17人			

5 労働保険の適用状況に関すること

(1) 雇用保険の適用について

①雇用する全ての特定技能外国人について、

雇用保険の被保険者資格取得手続を行った。

(被保険者資格取得手続が未了の者がいる場合は、その者の身分事項及び手続が未了である理由について理由書を添付すること)

②納付すべき雇用保険の保険料について、

納期限が到来した保険料の納付を行った。

(2) 労災保険の適用について

労災保険の適用事業所として、労災保険の適用の手続を行っている。

6 社会保険の加入状況に関すること

(1) 雇用する全ての特定技能外国人について、

健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行った。

(被保険者資格取得手続が未了の者がいる場合は、その者の身分事項及び手続が未了である理由について理由書を添付すること)

(2) 特定技能所属機関が納付すべき社会保険料(健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合は当該保険料、適用外事業所である場合は、

特定技能所属機関自身の国民健康保険及び国民年金保険の保険料(又は保険税))について、

納期限が到来した保険料の納付を行った。

7 税の納付状況に関すること

(1) 雇用する全ての特定技能外国人に関する税(所得税及び住民税等)の納付状況について、

特定技能外国人から徴収した税(所得税及び住民税)の全てについて納付を行った。

(2) 特定技能所属機関に関する税(特定技能所属機関が法人の場合は法人税、法人住民税等。個人事業主の場合は、所得税、住民税等。)の納付状況について、

納付すべき税について納付を行った。

8 安全衛生の状況に関すること

(1) 労働安全衛生の確保

雇用する全ての特定技能外国人について、

労働安全衛生法の規定を遵守し安全衛生の確保を行っています。

(2) 届出対象期間内に、労働災害が発生した場合はその状況及び対応の詳細を記載した理由書（任意書式）を添付すること。

9 特定技能外国人の受入れに要した費用の額

① 1号特定技能外国人支援計画の実施に要した費用	0 円
対象者数（届出対象期間内に受け入れていた1号特定技能外国人の総数）	0 人
② 受入れの準備に要した費用	0 円（うち外国人負担分 0 円）
対象者数（届出対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人の総数）	0 人
（内訳）1号特定技能外国人数	0 人
2号特定技能外国人数	0 人
※「受入れの準備に要した費用」欄については、届出対象期間内に新たに受入れを開始した特定技能外国人に関する費用に関し、特定技能所属機関、特定技能外国人が負担した額について、名目を問わず計上すること。	

10 その他の適格性に関すること

届出期間内において、行政機関からの指導があった場合等、特定技能所属機関の適格性に関する事項について、その内容及び対応の詳細を記載した理由書（任意書式）を添付すること。

11 本届出に係る担当者

氏名	渡辺 匡子
役職名	統轄課長
連絡先（電話番号）	（事務所）04-7189-1250 ※ （携 帯）090-8058-8732

（注意）

- 1 2 欄について、特定技能所属機関が法人でない場合、法人番号は空欄とすること。
- 2 3 欄については、参考様式第3－8号（別紙）に必要項目を記載の上、（1）及び（2）に係る以下の事項を明らかにする資料（資金台帳等）を添付すること。

① 届出の対象期間中に雇用していた特定技能外国人について
 - 届出の対象期間内に特定技能外国人に対して支払った月額報酬（基本給額、支給総額、割増賃金、手当額、賞与額、法定外控除額、法定控除額、差引支払額）
 - 届出期間内の月ごとの労働状況（労働時間、所定時間外労働時間）

② 同等報酬について比較対象日本人労働者がいる場合は当該日本人労働者について
 - 届出の対象期間内に比較対象日本人労働者に対して支払った月額報酬（基本給額、割増賃金、手当額、賞与額、控除額、差引支払額）
- 3 4 欄の「在籍者数」欄には、新規雇用者数を含んだ数を記載すること。
- 4 4 欄について、非自発的離職者を発生させている場合は、労働基準法第107条に規定する労働者名簿の写しを添付すること。
- 5 4 欄について、行方不明者を発生させている場合は、その都度、「受入れ困難に係る届出書（参考様式第3－4号）」の届出を行わなければなりません。
- 6 5 欄（1）①及び6 欄（1）について、被保険者資格取得手続を未了の場合は、当該手続が未了である特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍又は地域、住所地、在留カード番号及び手続が未了である理由について記載した理由書（任意様式）を提出すること。
- 7 5 欄（1）②、6 欄（2）及び7 欄について、保険料又は税の納付を行っていない場合は当該納付を行っていない保険料の種類又は税目及び理由、特定の事業所分について納付を行っていない場合は当該事業所名及び理由について記載した理由書（任意様式）を提出すること。
- 8 9 欄②の「受入れの準備に要した費用」の欄の「特定技能外国人の総数」には、届出対象期間内に在留資格「特定技能」に係る上陸許可又は在留資格変更許可を受けた特定技能外国人のうち、実際に就労を開始していない者も含む。

LAP2022年賃金台帳.pdf
LAPさん出勤簿.pdf
20230111083108.pdf

注意 本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

受入れ状況に係る届出

特定技能外国人に対する報酬の支払状況

No	氏名 国籍・地域	生年月日(性別) 在留カード番号	居住地	特定技能外国人の活動状況			派遣先の氏名 又は名称及び所在地	該当月	基本給額及び 最低賃金の対象となる諸 手当総額の合計額(※)	支給総額	法定控除額	法定外控除額	当該特定技能 外国人の報酬 を決定するに 当たって比較 対象とした従 業員
				活動(就労)場 所	活動(業務)内容	活動日数							
1	(氏名) L O T H I L A P	(生年月日) 1998年06月05日 女	〒270-1114 千葉県我孫子市新木野3-1-5 3陽光ハイツ105号	変更なし	変更なし	10月	18日		10月	192000円	204000円	36460円	比較対象となる日本人労働 者がいない (同一の業務 に従事する日 本人従業員の 賃金台帳写し 等を添付)
						11月	16日		11月	193520円	196520円	36212円	
	(国籍・地域) ベトナム	(在留カード番号) T J 20124310EA				12月	16日		12月	193520円	218760円	37103円	
									合計	579040円	619280円	109775円	
2	(氏名)	(生年月日)	〒										
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計				
3	(氏名)	(生年月日)	〒										
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計				
4	(氏名)	(生年月日)	〒										
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計				
5	(氏名)	(生年月日)	〒										
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計				
6	(氏名)	(生年月日)	〒										
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計				
7	(氏名)	(生年月日)	〒										
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計				
8	(氏名)	(生年月日)	〒										

	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計					
9	(氏名)	(生年月日)	〒											
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計					
10	(氏名)	(生年月日)	〒											
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計					
11	(氏名)	(生年月日)	〒											
	(国籍・地域)	(在留カード番号)							合計					

(※) 最低賃金の対象となる諸手当総額には、時間外割増賃金、賞与、臨時に支払われる諸手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当等の手当は含まれません。対象となる手当の目安については、特定技能外国人受入れに関する運用要領を参照してください。

(受入れ状況に係る届出 注意)

- 1 本届出は、届出期間中の在籍者について記載し、届出期間中に受入れを終了した者については受入れ終了までの事項を記載する。
- 2 「届出の対象期間」は1月1日～3月31日を「第1四半期」、4月1日～6月30日を「第2四半期」、7月1日～9月30日を「第3四半期」、10月1日～12月31日を「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載する。また、初回の報告の始期は、1号特定技能外国人又は2号特定技能外国人が在留資格「特定技能」の許可を受けた日としてください。
- 3 「活動（就労）場所」及び「活動（業務）内容」は、出入国在留管理庁へ直近で提出した雇用条件書（参考様式第1－6号）の内容から変更が生じた場合は「変更あり」にチェックをすること。なお、「変更あり」の場合は、併せて「特定技能雇用契約変更の届出（参考様式第3－1号）」を行う。
- 4 「派遣先の氏名又は名称及び所在地」は、特定技能外国人を派遣労働者として業務に従事させる場合のみ記載し、出入国在留管理庁へ直近で提出した就業条件明示書（参考様式第1－13号）の内容から変更が生じた場合は「変更有り」にチェックをすること。なお、「変更有り」の場合は、併せて「特定技能雇用契約変更の届出（参考様式第3－1号）」を行うこと。
- 5 受入れ終了者については、受入れ終了前の届出期間中に、出入国在留管理庁へ直近で提出した雇用契約書の内容から変更が生じていた場合は「変更あり」にチェックをする（受入れ終了の事実「変更あり」に含めない。）。

(特定技能外国人に対する報酬の支払状況 注意)

- 1 受入れ状況に係る届出書（参考様式第3－6号）に記載の「No」欄に対応する特定技能外国人について記載する。
- 2 別添として、特定技能外国人及び比較対象となる日本人労働者（いない場合は、同一の業務に従事する日本人従業員）に係る報酬額を明らかにする資料（賃金台帳等）を添付すること。
- 3 該当する記載欄が足りない場合は、適宜2枚目のシートを編集した上で使用して差し支えない。